

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年2月17日

多摩市議会議員 藤條 たかゆき

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 ここが変だよ、公職選挙法
- 2 首長の多選について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年2月17日	No. 1 2
	午前1時18分	

項目別質問内容

1 ここが変だよ、公職選挙法
日本の選挙に関しては、公職選挙法により細かい定めがあり世間一般にはあまり知られていない摩訶不思議なルールも多数存在します。
これは戦後作られてから今日に至るまで、一部の改正はあっても抜本的な改革が行われてこなかったからであり、いまの時代にはもはやすぐわなくなっているからでしょう。
最近になってようやく、ネット選挙の解禁や市議会議員選挙でも証紙を貼ったチラシを配れるようになって久しいですが、まだまだ様々な活動制限があることから「べからず法」とも言われています。
しかしながら、本来選挙運動はできるだけ自由であるべきであり、公職選挙法の第1条にも、「日本国憲法の本質に則り、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期すること」を目的とすることを明記していることに立ち返るべきである。
改めて公職選挙法のあり方とあるべき形について考え、主権者の意思がより反映されやすい選挙手法とは一体どういったものなのか模索して参りたいと思います、以下質問致します。
(1) 有権者から見て、政治活動と選挙活動の線引きが非常に分かりづらい側面があるが、主に選挙期間以外に行ってはいけない事前活動とはどういったものがあるか伺う。
(2) 有権者がどの候補者に投票しようか検討する際、駅前等で一部の候補者の弁を一方的に聞かされるだけではなく、候補者同士が弁論を交える公開討論会のような場があった方が判断し易いのは間違いのないと思うが、選挙管理委員会がそうした公の場を設営し仕切ることはできないのか伺う。
(3) ポスター等の印刷物や選挙カー等、従来型の選挙ツールには公費負担となっているものも多い。ネット選挙が解禁になって久しいが、有権者への情報発信の仕方が変わっているのであれば、選挙予算もそれに対応した形になされるべきと思うが見解を伺う。
(4) 主権者の意思がより反映されやすい選挙制度の追求は正解のないテーマ

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年2月17日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 「コロナ後」の学校生活について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年2月17日	No.15
	午前11時24分	

項目別質問内容

1 「コロナ後」の学校生活について
<p>コロナ・パンデミックが始まって約2年が経過しました。世界中が未知の感染症対策に振り回される中、密を避ける方策の一つとして小中高校の臨時休業が行われ、またその後の分散登校によって一時は少人数学級の実現もみられました。子どもが登校できない生活は保護者の側にも混乱や困難をもたらし、行き場をなくした子どもの心身にも多大な影響を及ぼします。その事実は、公共施設としての学校が重要な社会基盤のひとつであり、いくつもの複合的な役割をになっていることの再認識にもつながりました。</p> <p>中でも災害時の避難所という役割は重要です。「コロナ後」の私たちは台風・地震といった自然災害だけでなく、感染症などとの複合災害も想定して対策を考えなくてはなりません。また、避難所運営と学校生活の両立も視野に入れた防災計画が必要となります。</p> <p>しかし非常時対策にとどまらず、地域の中で地域と関わりながら「ともに生きる私たちの学校」という位置付けで、学校という存在をしっかりと捉えなおす必要があるのではないのでしょうか。実際、今までも「学校」は地域に根ざした存在であり、本市でもさまざまな取り組みや催しを通じて交流と支え合いを図ってきました。そのことの延長線上にコミュニティ・スクールの発想があるのではないかと、非常に注目しています。</p> <p>授業の個別最適化や非常時対応を含めたオンライン学習など、デジタル技術を活用した「個」の勉強方法が指向される時代となりました。しかし、一人ひとりが学力向上に取り組むことだけが「学校」の機能ではありません。一人ひとり個性ある私たちがつながり合い、ともに生きることを教師や地域の大人たちも含め、肌身で学ぶ公共の機関として今、「学校」の役割を再認識し再構築する時期にあるのではないかと思います。その観点に立って今回、数種類の質問を組み立てました。</p>
(1) 地域の中の学校
<p>学校は単なる知識伝達の間ではなく、それぞれのまちの中で息づき、人とつながり合う、豊かな公共空間でなくてはならないと思います。公教育の普遍性・統一性を担保する一方、地方自治の土壌の中で地域に根ざした成育環境を整備することが求められます。個々の自治体が子どもの教育をになうことの意味を再考しつつ、以下質問します。</p>
① 2020年2月、政府から突然「一斉休校」の要請が発出された際、本市はじめほとんどの自治体では教育委員会や学校運営協議会がまともに機能せず、要請を丸呑みする形で休校措置が取られました。感染抑止の配慮が強く働いたことは理解できますが、専門家会議や文部科学省を通さず医学的な根

項目別質問内容

<p>抛の乏しい要請に対して、本市でも協議らしい協議を経ることなく措置を決めたことをどのように考えていますか。今後、同様の事態となった場合どのように対応するかも含めてお答えください。</p>
<p>② 学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの現状について伺います。そもそもこの制度の意義は何でしょうか。またメンバーの選定、協議とその反映など、教育委員会はどのように把握しそこに関わるのでしょうか。</p>
<p>③ コロナ禍により私たちの社会は多くの打撃を受け、困窮課題の増加と長期化が予想されています。成長過程にある子どもの貧困が当事者の心身にどのような影響をもたらすか、その深刻さが健康面や学力の面で明らかになっていますが、行政と地域はこの困難な時代をどのように克服すべきでしょうか。基礎自治体としての見解と方針を伺います。</p>
<p>(2) 避難拠点としての学校</p>
<p>日本では避難所というと、誰もが真っ先に学校体育館での雑魚寝状態を連想するのではないかと思います。わが国のスタンダードが国際基準（スフィア・ハンドブック）に照らしてかなりの低水準にあることは、以前にも指摘させていただきましたが、コロナ禍による複合災害への危惧から本市でも“雑魚寝解消”の取り組みが始まったことを評価しています。</p>
<p>感染症対策に関しては、養護教諭という世界的に稀な専門職を配置している日本では、公立学校の持つ経験値をより活用化できないかと思えます。教職員の過重労働が社会問題となっている今、災害対策をどの程度教員に求めてよいかという課題もありますが、防災・防疫が避けて通れない現状なんらかの役割を期待することはできないでしょうか。</p>
<p>① 養護教諭経験者が感染症対策のハンドブックを作成するなど、集団生活を送るための実践においては学校がかなり進んでいるのではないかと思います。クラスや部活動でクラスターが発生した場合のマニュアル等は整備されていますか。</p>
<p>② 学校が避難所となった場合、教職員はどのようにその運営に関わりますか。</p>
<p>③ 災害発生により避難所の設営が長期化した場合、学校生活との共存はどのように図られるかを伺います。</p>
<p>④ そもそも学校を避難所とする日本の防災計画そのものに問題があることは、スフィア基準に照らしても明らかです。最低限、体育館の環境は災害のみならず教育面でも改善すべきですが、体育館のエアコン設置対策は現在どうなっていますか。</p>
<p>(3) 学びを保障する学校</p>
<p>コロナ禍により一気に加速したのが、デジタル教育推進を主眼とするG I G</p>

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年2月17日

多摩市議会議員 あらたに 隆見

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 新生パルテノン多摩オープンに向けて

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和4年2月17日	No.16
	午前11時50分	

項目別質問内容

<p>1. 新生パルテノン多摩オープンに向けて</p>
<p>冬の間、多摩センターを訪れる人々を迎えてくれましたイルミネーションは、塞ぎがちなコロナ禍だからこそ例年以上に夜景の美しさが人々を励ましてくれました。多摩センター地区連絡協議会、実行員会や関係者の皆様に心より感謝申し上げます。</p>
<p>さて、本年度のイルミネーションのイベントは2月末で終了いたしました。これからもう一つの多摩市の自慢である桜の季節がやってまいります。今年度の東京の開花予想は3月25日から30日と予想されております。</p>
<p>時を同じく桜の開花と共にパルテノン多摩のプレオープンが行なわれることを心から喜んでおります。</p>
<p>しかし、通告文の提出日2月17日時点で、市内を見渡す限りオープンに向けた機運は全く感じません。現時点で多摩センターを訪れた市民のみなさんから見ればいつの間にかキース・ヘリングの工事の囲いがなくなり、外観は今までと変わらぬパルテノン多摩が見えているといった状況です。</p>
<p>パルテノン多摩の改修については巨額の費用投入に対して多くの市民の方から反発の声もある中で、あえて多摩市の未来のために必要な施設だとの強い思いでスタートした事業です。</p>
<p>市長施政方針の中でもパルテノンのリニューアルオープンについて触れられていましたが、巨額の費用を投入した事業に対して、市長をはじめ市としてオープニングに向けての熱意が少々かけているような気がします。</p>
<p>このままでは巨額費用に対し市民理解が得られないのではないかと危惧しております。</p>
<p>図書館建設や公園の大規模改修を待つのではなく、生まれ変わるパルテノン多摩が市民の皆さんに誇りに思っただけの施設にならなくてはなりません。</p>
<p>皆さんはどう感じているかわかりませんが、外観はさほど変化がない状況で「パルテノン多摩＝大ホール」の市民イメージは根強く、今までパルテノンに行ったことのない方や殆ど利用されてこなかった方を含め、多くの方々に足を運んでいただき愛される施設になるのは容易なことではないと思っています。</p>
<p>私自身も巨額費用の投入を認めた一員として、多摩市の文化芸術の充実を願い、市民の皆さんに愛され、皆さんの誇りとなるパルテノン多摩となるように最大限応援していきたいと思っております。</p>
<p>これから予定されている企画や新たに提供する市民サービスなどを明らかにすることで、1人でも多くの方がパルテノン多摩に足を運び、心が豊かになるきっかけになればとの思いで以下質問いたします。</p>

項目別質問内容

<p>(1) パルテノン多摩のリニューアルで何が変わり、新たな機能としてどのようなことができるようになるのか主なポイントを伺います。</p>
<p>(2) 3月27日に行われますプレオープンが多摩市としてどのような位置づけで、何を行うのか伺います。</p>
<p>(3) 7月に予定しているグランドオープンに向けて市政施行50周年の記念行事を含めどのように取組まれるのか伺います。</p>
<p>(4) 4月から「多摩市みんなの文化芸術条例」が施行されます。条例制定に対する市長のメッセージや条例の解説などホームページに掲載されていますが多くの市民に届いていないのが現状です。改めて条例施行後、多摩市としてどのような取組みをされるのか伺います。</p>
<p>(5) 私たち公明党が強く要望してきた4階に設置される子育て施設についてどのような機能を持ち、どのような効果を目指しているのか市の考えを伺います。</p>
<p>(6) 外観上は新たなパルテノン多摩が持つ機能はわかりづらい状況です。新設した子育て施設を含むパルテノン多摩の新機能を多くの方に知っていただく必要がありますが、市としてどのように取組まれるのか伺います。</p>
<p>(7) 平成28年、議会からパルテノン改修を含む予算に対して附帯決議を付け、多摩センター地域全体の更なる活性化につながる取組みを要望しました。また、4月から施行されます「多摩市みんなの文化芸術条例」でもパルテノン多摩は地域経済の活性化に寄与する施設と位置付けられました。今後、地域経済活性化についてどのような取組みをされるのか伺います。</p>
<p>資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)</p>
<p>① 今回のパルテノン多摩の改修工事にかかった費用の内訳と財源の内訳</p>
<p>② 改修工事以外にかかる備品等の費用 (子育て施設とその他を分けて)</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年2月17日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 子どもは地域、学校、家庭に何を求めるのか
～ 子どもの権利保障の条例を具現化する

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年2月17日	No. 17
	午前9時56分	

項目別質問内容

今年、2022年4月から民法改正の施行により、成人年齢が18歳に引き下げられます。

一方、人生100年と言われていきますので、子ども時代はそのうちの18パーセント、5分の1にも満たない期間なのです。

その子ども時代にどれだけ、地域、学校、家庭で子ども自身の意見表明が尊重され、いかに愛情豊かな環境で育つか、今を生きる子どもにとっても、その後の長い人生を支える礎としても重要です。

コロナ禍が長引き、私たちの社会は、マスク生活、ソーシャルディスタンスとなり、今まで当たり前と思って暮らしていた、対面の生活、イベントが難しくなっています。

その事は、とりわけ、子どもの、生活の楽しみや目標であったことの多くが奪われている事に他なりません。

そのような中、2021年12月、第4回定例会に上程された、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」が、全会派一致で可決成立しました。(以下「子ども・若者の条例」と呼ぶ)

多摩市に子どもの権利保障の条例が成立した以上、この条例が、コロナ禍の子どもにとって希望となるかはこの理念を一つ一つ具現化出来るにかかっています。

これらの事を踏まえ、以下質問します。

- (1) まず前提でお聞きしますが、今3月議会の当初予算は、4月に市長選もあるため、骨格予算であるのかも知れませんが、阿部市長から施政方針は、出されています。施政方針は市長が、2022年度、どのような市政運営をするつもりなのかを言葉で、議会・市民にお示しするものだと思う一方、予算は事業項目毎の金額である数字を並べ積算しています。

つまり、施政方針を具現化する裏付け、担保となるのが予算であると思いますので、言葉で、高らかに謳っても、絵に描いた餅になりかねません。

だとしたら、施政方針と予算は一对のものとの認識が必要と考えます。

ご見解を伺います。

項目別質問内容

- (2) 施政方針の「子ども・若者の条例」の記載の箇所で
『意見表明・まちづくり参画の機会の保障』など条例の周知、PR」と同じくくりで記載されていますが、子どもの権利の「意見表明」が、多くの人たちに発表する、まとめた事を公表するなどの認識なのか伺います。
- (3) 「虐待」「不適切な関わり」ではなく、「しつけ」であると解釈していた民法の「懲戒することができる」の箇所を削除するとして、政府は秋以降の臨時国会への民法改正案提出を目指すとしています。
それにともない、多くの識者が、理念が社会に浸透することが鍵であると言っています。
市はどのように啓発し、学校、家庭、地域に浸透させるのでしょうか?
- (4) 今年は、多摩市社会福祉協議会が、次期多摩市地域福祉活動計画を策定する時期です。
このような、計画の改定に際し、本年4月施行の「子ども・若者の条例」を反映するのかお聞きします。
又、子どもと福祉など所管が異なる場合、どのように連携するのかお聞きします。
- (5) 学校が子どもの居場所でありプラットフォームである事から、今回の「子ども・若者の条例」、について学ぶためとして、以前、副読本の作成、活用について述べていました。
今現在の具体的な取り組みをお聞きします。
予算などはどのように取っているのかお聞かせください。
- (6) 「子ども・若者の条例」を具現化するために、少子化であっても、児童館の活用が重要と考えます。
そのことを踏まえ、確認させていただきます。
- ① 「児童館のあり方ガイドライン的なもの」の検討をしていると思いますが内容と課題をお聞きします。
- ② 中高生の居場所として、話し易いおとなの存在、Wi-Fi 環境、体を動かせるかななども含め、現状の多摩市の児童館は適切なのかについて、どのように所管はとらえているのかお聞きします。

項目別質問内容

- ③ 多摩市は人事交流で他の自治体の児童館から学ぶ機会があったと聞きました。どのような制度なのかと、その制度の経験から、多摩市も取り入れていきたいと思えた内容があればお聞きします。
- ④ 児童館事業は、費用対効果が見えにくい面があるため、必要最低限の改修、人的配置に留まっているように思えます。しかし、「子ども・若者の条例」の制定はハード・ソフトとの両面から取り組みが求められるはずです。人への投資や、今の建物から、より適切な環境への新設など、予算を取り、中高生などが計画、運営に主体的に関われる居場所への政策変更が、子どもの権利保障の具現化と考えます。庁内の認識をお聞きします。
- ⑤ 「子ども・若者の条例」を具現化する上で、子どもの権利の救済、相談を担う子どもオンブズパーソンのような福祉的しくみの構築は重要です。その際、多摩市の子どもの居場所として定着し、慣れ親しまれている児童館を活用することについて見解をお聞きします。
- ⑥ 最後に、今回の「子ども・若者の条例」により所管は、館と子どものいる現場を併せ持った児童館をランチとするなど、司令塔的な子どもセンターのような機能の必要性も考えなければならない局面になったのではないのでしょうか？
今後、こども・若者計画の作成にあたり、財源を含め抜本的な取り組みの必要性の認識についてお聞きします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2022年2月17日

多摩市議会議員 大くま 真一

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 待機児問題は「解決」したのか？

～いまこそ更なる充実を

2 「就労」、「育ち」のセーフティネット 病児保育の充実を

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年2月17日	No.20
	午前11時49分	

項目別質問内容

1. 待機児問題は「解決」したのか？ ～いまこそ更なる充実を

日本に新型コロナウイルスが上陸してから二年以上が経過しました。変異株の出現などでいまだ感染拡大の収束のめどはたっていません。

このコロナ禍では、社会全体を様々なエッセンシャルワーカーが支えていることが、また、その「様々なエッセンシャルワーク」を支える「保育」・「介護」などの仕事が「家事労働の延長」とみられ、不当に低い処遇を強いられてきたことがあきらかになりました。

こうした中で、とりわけ大きな変化の起きている「幼児教育・保育」について多摩市の現状を確認し、「子どもの育ち」と「保護者の就労」の両面を保障し、発展させる観点から以下質問します。

- (1) 日本共産党はこれまでも、待機児解消のため認可保育園の設置を求め続けてきました。多摩市における近年の待機児対策と待機児の変遷。また、来年度以降の見通しについてお答えください。
- (2) 今年度、コロナ禍の影響から入所申請に大きな変化がありました。とりわけ0歳児の定員割れの問題では園長会から「0歳児保育推進加算の復活」などを求める声上がり、議会でも私を含め複数の議員が取り挙げました。現在の状況はどうか伺います。
- (3) オミクロン株では子ども達にも感染が広がり、保育園や幼稚園などが休園する事態となっています。厚生労働省は新たな対策として「代替保育」を促進することを発表しました。その中では「災害時と同様の特例措置として、代替保育の補助単価を通常の保育と同等の単価まで引き上げ自治体を財政的に支援し、通常は発生する利用者負担についても、財政支援で負担がないようにする」ことや、「障害のある子どもに限定されている居宅訪問型の一時預かり事業を、障害の有無にかかわらず利用を可能とする」ことなど、環境を整備するために必要な措置もありますが、一方で「保育士などの配置」や「受け入れ施設の安全」など、「保育の質」の面で大きな不安もあります。「子どもの育ち」と「保護者の就労」両面を支援する「保育」を保障するために、市ではどのように考え、どのように対応しようとしているか。現在の市内の状況も踏まえてお答えください。
- (4) コロナ禍において保育園や幼稚園などの「利用びかえ」、さらに、「産みびかえ」というようなことが起こっています。厚生労働省が発表した資料でも、今年度の待機児減少の要因として「受け皿拡大」に加え、「新型コロナウイルス感染症による利用びかえ」があげられ、

項目別質問内容

昨年度減少した女性の就業率が今年度は再び上昇したことを示し、「保育ニーズが再び上昇する可能性があり、注視が必要」とされています。今後の子育て支援のニーズについて、市としてはどの様に考えているか。ニーズ把握のための調査などは検討されているか伺います。

- (5) コロナ禍において、学校では少人数学級の必要性が改めてあきらかになったように、保育・幼児教育の分野でも配置基準や面積基準などの見直しにより、より質の高い育ちの環境を作る必要性が明らかになっています。保育提供の公的責任を有する多摩市として、どういった環境を作るべきと考えているか。市としての取り組みおよび、国や東京都に対しての働きかけについてもお答えください。

2. 「就労」、「育ち」のセーフティネット 病児保育の充実を

多摩市の病後児保育を担ってきた病後児保育室「あい」が、厚生荘病院の突然のかつ、先の見通しを示さない「休院」によってなくなり、市内の病児保育では「予約が取れない」、「預けられない」などの状況も生まれています。セーフティネットとしての病児保育の環境をどう守ろうと取り組んだのか、どう再構築していくのか、以下伺います。

- (1) 病後児保育室「あい」の閉鎖について、市はどの様に知り、セーフティネットを維持するためにどのように取り組んだかお答えください。
- (2) 市内一カ所での実施となっている現在、どのような形で「セーフティネット」を維持する取り組みを進めているのか伺います。
- (3) 市内の病児保育利用料の助成について、幼保無償化の実施に伴って、従来、施設では現金を支払う必要がなかったものが、一度支払い、申請に基づき返還される償還払いとなりました。子どもの病状によっては長引くこともあり、とりわけ利用料助成の対象世帯などでは、「一度支払う」負担が大きいことはあきらかです。以前の一般質問でも求めましたが、施設での支払いがない形での運用が必要だと考えます。市の考えをあらためて伺います。
- (4) 保育士の処遇改善が一步ずつ前進するなかで、ある意味ではよりシビアな環境で働く病児保育の保育士については、処遇改善加算の対象となっていないことを、以前の一般質問で取り上げました。この

項目別質問内容

問題について市はどの様に考えているか、国や東京都の取り組みはどうか、どのような働きかけをおこなったかお伺いします。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 多摩市の待機児の変遷（5年分・新旧カウント）
- ② 0～2歳児の毎月の募集人数の変遷（5年分）